

指 名 停 止 一 覧

日付	商号又は名称	期 間	理 由	備 考
R7. 4. 2	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中部 支店	R7. 4. 3 ~ R7. 11. 2	当該業者が公正取引委員会から機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	要領第4条第1項 (別表3-1)